|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 組合確認欄 | | 年　　月　　日 |
|  | |
| 報告者　住所  商号又は名称  代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞  電話番号 |
| 協　議　録 | |
| 許可市町名 |  | |
| 件名 | 一般廃棄物収集運搬業の許可( 新規・更新 )に関する廃棄物の受入先の協議 | |
| 協議年月日 | 年　　月　　日(　　曜日)　　　　時　　分頃 | |
| 協議場所 | 東金市外三市町清掃組合　1階　事務室 | |
| 協議者 | 受入先　東金市外三市町清掃組合　担当　廃棄物受付係 | |
| 事業者  住　　　所  名　　　称  担当者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞  電話番号 | |
| 配布資料 | (1)収集許可業者のごみ搬入に関する注意事項(Ⅳ)  (2)ごみ収集車の搬入マニュアル | |
| 協議結果 | 組合との協議事項を遵守することを条件に一般廃棄物のうち可燃ごみのみ受入れが可能であることを承諾されました。 | |
| 協議内容 | ごみ搬入・受入れについて協議した。(組合からの指導事項)  (1)一般廃棄物のうち可燃ごみ(書類、紙くず、厨芥類)のみ受入れ可能。  (2)パッカー車は、汚水漏れ等が発生しないようごみ積載量は、最大積載量の８割までとし、後部ドアは必ず閉めて走行すること。また、ダンプ車等は、ごみの飛散等が発生しないようシート等で覆い搬入すること。  (3)組合指定の「搬入できない物」を一切搬入しないこと。  (4)ごみ搬入は組合指定の「搬入路及び退出路」を通行し、常に安全運転を心がけ速度を落とし走行すること。なお、一般車両等は対面通行であるため注意して走行すること。(一般車両優先を常に心がけること。)  (5)構成市町(東金市、大網白里市、九十九里町、山武市(旧成東町))の一般廃棄物収集運搬業の許可を取得している場合は、許可区域別に収集運搬を行い、ごみの混載を行わないこと。  (6)その他、「収集許可業者のごみ搬入に関する注意事項(Ⅳ)」「ごみ収集車の搬入マニュアル」を必ず遵守すること。 | |
| 確認事項 | (1)使用予定車両(車体の形状)  ①塵芥車(パッカー車)　　②その他(　　　　　　　　　　　　　　　　)  (2)構成市町の一般廃棄物収集運搬業許可の有無  (　・東金市・大網白里市・九十九里町・山武市(旧成東町　) | |
| 備考 |  | |

委　　　　任　　　　状

　　年　　月　　日

　東金市外三市町清掃組合

　管理者　様

住所

商号又は名称　　　　　　　　　　　　　　㊞

代表者氏名

　私は都合により（ 代理人の氏名　　　　　　　　　　　　印 ）を代理人と定め、下記の協議に関する権限を委任いたします。

記

協議名　一般廃棄物収集運搬業の許可申請に関する廃棄物の受入先の協議

**記入例**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 組合確認欄 | | 平成○○年○○月○○日 |
|  | |
| 報告者　住所　○○○　○○○　○○○番地  商号又は名称　○○○　○○○○  代表者氏名　○○○　○○○○　　　　　　　　　　　　㊞  電話番号　○○○○（○○）○○○○ |
| 協　議　録 | |
| 許可市町名 | [許可を受ける市町名を記入する　※市町ごとに作成すること] | |
| 件名 | 一般廃棄物収集運搬業の許可( 新規・更新 )に関する廃棄物の受入先の協議　　　　　　　　　　　　　[該当する箇所を○で囲む等する] | |
| 協議年月日 | 平成○○年○○月○○日(○曜日)　　○○時○○分頃 | |
| 協議場所 | 東金市外三市町清掃組合　1階　事務室 | |
| 協議者 | 受入先　東金市外三市町清掃組合　担当　廃棄物受付係　○○○○ | |
| 事業者  住　　　所　○○○　○○○○番地  名　　　称　○○○　○○○○  担当者氏名　○○○　○○○○　　　㊞  電話番号　○○○○（○○）○○○○ | |
| 配布資料 | (1)収集許可業者のごみ搬入に関する注意事項(Ⅳ)  (2)ごみ収集車の搬入マニュアル | |
| 協議結果 | 組合との協議事項を遵守することを条件に一般廃棄物のうち可燃ごみのみ受入れが可能であることを承諾されました。 | |
| 協議内容 | ごみ搬入・受入れについて協議した。(組合からの指導事項)  (1)一般廃棄物のうち可燃ごみ(書類、紙くず、厨芥類)のみ受入れ可能。  (2)パッカー車は、汚水漏れ等が発生しないようごみ積載量は、最大積載量の８割までとし、後部ドアは必ず閉めて走行すること。また、ダンプ車等は、ごみの飛散等が発生しないようシート等で覆い搬入すること。  (3)組合指定の「搬入できない物」を一切搬入しないこと。  (4)ごみ搬入は組合指定の「搬入路及び退出路」を通行し、常に安全運転を心がけ速度を落とし走行すること。なお、一般車両等は対面通行であるため注意して走行すること。(一般車両優先を常に心がけること。)  (5)構成市町(東金市、大網白里市、九十九里町、山武市(旧成東町))の一般廃棄物収集運搬業の許可を取得している場合は、許可区域別に収集運搬を行い、ごみの混載を行わないこと。  (6)その他、「収集許可業者のごみ搬入に関する注意事項(Ⅳ)」「ごみ収集車の搬入マニュアル」を必ず遵守すること。 | |
| 確認事項 | (1)使用予定車両(車体の形状)　[該当する箇所を○で囲む又は記入する]  ①塵芥車(パッカー車)　　②その他(　○○○○○○○○○　　　　　　)  (2)構成市町の一般廃棄物収集運搬業許可の有無 [該当する市町名を○で囲む]  (　・東金市・大網白里市・九十九里町・山武市(旧成東町　) | |
| 備考 |  | |